

令和4年2月定例会 県土都市整備委員会（急施議案）の概要

日 時 令和4年 2月24日（木） 開会 午後 2時48分
閉会 午後 3時38分

場 所 第9委員会室

出席委員 木下博信委員長

萩原一寿副委員長

阿左美健司委員、宮崎吾一委員、新井一徳委員、高橋政雄委員、

齊藤正明委員、柿沼貴志委員、木村勇夫委員、西山淳次委員、

守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、

金子勉県土整備部副部長、武澤安彦県土整備政策課長、

小島茂県土整備政策課政策幹、高橋厚夫建設管理課長

藤間達之用地課長、落合誠道路街路課長、相原秀行道路環境課長、

水草浩一参事兼河川砂防課長、長谷部進一河川環境課長

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部関係]

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、

関根昌己都市整備部副部長、坂田直人都市整備政策課長、

鳴海太郎都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、

細田隆田園都市づくり課長、辻幸二公園スタジアム課長、

若林昌善建築安全課長、中村克住宅課長、松井直行営繕課長、

大澤春樹設備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第60号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）のうち県土整備部関係及び都市整備部関係	原案可決
第63号	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

阿左美委員

- 1 第63号議案について、県全体で何か所が対象となるか。
- 2 この3か所を補正予算で行う理由は何か。
- 3 急傾斜地崩壊対策事業は、現地測量等の準備から工事着手とまで、概ね何年程度要するのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 県内に土砂災害の恐れのある箇所は5, 225か所ある。このうち斜面勾配が30度以上で高さが5メートル以上である急傾斜地で崩壊の危険性のある箇所は、3, 620か所ある。さらにこのうち、斜面高さが10m以上かつ公共施設又は人家10軒以上の保全対象があることなど、国の交付金等の採択基準を満たす可能性のある箇所は約600か所ある。
- 2 令和3年3月に埼玉県砂防関係施設整備計画を策定し、保全対象に避難場所や要配慮者利用施設などを含む箇所を整備の優先度の高い箇所とし、土砂災害が発生した被災箇所などについても優先して整備することとしている。ただし、今回の議案の3か所については、整備計画で短期目標に位置付けられている箇所のうち、計画策定前から準備を進めていた。令和元年に被災したなどの経緯を踏まえ、短期目標箇所の中でも優先的に補正予算を活用し、前倒しで事業の進捗を諮るものである。
- 3 一般的な事業の流れは、現地の測量や概略設計の実施に併せて、市町村との調整や事業採択に向けた国との調整などを行い、その準備が整った後に、国の交付金事業等の採択となり、ここまでにおおむね2、3年を要する。その後、詳細設計を実施し、工事に必要な用地の寄付や現地での調整を含めて対策工事に着手するまでに1、2年を要するため、準備を始めてから着工まで3年から5年を要している。

阿左美委員

事業を前倒しで進めて行くべきと考えるがどうか。

参事兼河川砂防課長

事業実施に当たっては、市町村の負担金の同意や土地所有者の用地寄付などの調整が必要である。このため、整備の優先度やこれらの調整状況を踏まえて、可能な限り前倒しに努めていきたい。

宮崎委員

- 1 第60号議案について、通学路の安全対策の取組は千葉県八街市の事故を受けて実施したのか。経緯を確認したい。
- 2 県管理道路において危険箇所は何か所あり、具体的にどのような対策をするのか。
- 3 通学路点検は、さいたま市では毎年実施しているが県では5年に一度である。5年に一度では卒業している児童もいる。5年という期間の妥当性についてどのように考えているのか。

道路環境課長

- 1 県は今まで通学児童の安全を確保するため、おおむね5年ごとに学校関係者や保護者による通学路の点検を行い、安全対策を実施している。今年度は5回目となる総点検を実施した。令和3年6月に発生した千葉県八街市の事故を受け、国から抜け道や大型車の進入が多い箇所などの観点からも点検を行うよう通知があった。今回、このような観点も加えて点検を行った。
- 2 今年度の点検の結果、県管理道路の改善要望箇所は980か所であった。点検で抽出された危険箇所の安全対策を取りまとめた、第5期埼玉県通学路整備計画では、980か所のうち、既存の歩道の更なる拡幅要望や家屋連担箇所の拡幅要望などを除いた850か所の安全対策を実施する。今回、早期の整備が必要で比較的対策規模の大きい3か所において、ガードレール等の設置を行う。
- 3 県が行う安全対策には、用地買収が必要な歩道整備など対策が完了するまでに期間を要するものがある。また、国やさいたま市を除く県内市町村、交通管理者や電線管理者が行う安全対策でもある程度の期間を要する場合がある。それぞれの管理者において、予算を確保し、安全対策を計画的に着実に行うため、計画期間を5年としている。今後、通学路の変更などに伴い新たな危険箇所の指摘があれば、随時現場状況を確認し必要な安全対策を実施していく。

守屋委員

- 1 第63号議案について、優先して整備すべき箇所が約600か所と答弁があったが、その中で重要な箇所はどれくらいあるのか。
- 2 事業実施に関して地元からの要望はどれくらいあるのか。
- 3 各箇所において市町の負担額を示してほしい。

参事兼河川砂防課長

- 1 600か所は優先して整備すべき箇所ではなく、国の交付金等の可能性がある箇所である。整備計画では、短期、中長期と分けて示しており、このうち優先して着手する箇所は約40か所である。
- 2 事業は、地元からの要望ではなく、優先して着手すべき箇所の中から、市町村が負担金に同意するなど事業実施条件が整った場合に行うものである。
- 3 各箇所の負担額を示すと事業費が逆算できるため明記していない。また、各箇所の負担額だけを示すと市町村ごとの負担割合の違いが明確でなくなる。このため、議案では負担割合のみを示すこととしている。

新井委員

電線類の地中化について、今回の補正予算で3か所実施予定とされているが、今後、実施予定の総延長と路線数を伺いたい。

道路環境課長

県管理道路において、今後5年間で無電柱化の整備を予定している路線は、総延長は約7.2キロメートルで21路線24か所である。

新井委員

今後5年の計画で無電柱化を実施すべき箇所が網羅されているのか。

道路環境課長

この計画では、既に設計済みで、おおむね5年間で実施する箇所が7.2キロメートルである。県管理道路の緊急輸送道路だけでも総延長が約1,100キロメートル程度あり、網羅するのは困難だと思っている。

新井委員

電線類の地中化は防災の観点からも極めて重要である。今後整備を前倒ししていく必要があると思うが、どのように考えているか。

道路環境課長

電線類の地中化は、整備コストが高いことや整備期間が長期にわたるといった課題がある。これらの課題を解決し、無電柱化をより一層加速化させるため、国の補助制度の活用や低コスト手法の積極的な導入、電線管理者や占有者などの関係機関との連携を強化するなど、無電柱化の更なるスピードアップを図っていく。

【付託議案に対する質疑（都市整備部関係）】

阿左美委員

- 1 土地区画整理事業は、県内各地で相当の数が行われているはずだが、都市整備部の箇所図を見ると、箇所数もそれほど多くはないし、地域にも偏りがある。県の均衡ある発展を考えるとバランスを考えたほうが良いと考えるが、何故このようになったのか。
- 2 つくばエクスプレス沿線地域整備推進費について、事業箇所の具体的な事業内容及び事業実施によりどのような事業効果があるか。

市街地整備課長

- 1 国に直接補助要望を行うさいたま市を除くと、国の補助地区は市町村施行と組合施行を合わせて県内全体で38地区ある。このうち、県の補助は主に県道を整備する7地区が対象となっている。今回、国の補正予算をもらうチャンスだったので、可能な限り多くの地区から予算要望を挙げてもらうよう、市町村にお願いした。しかしながら、前倒しできないことや市町村によっては補正予算が取れない等の理由から、7地区のうち最終的には2地区からしか要望がなかった。このため、今回の補正予算では、この2地区と県施行地区の計3地区を計上した。なお、国の補助地区全体としては、38地区のうち17地区が補正予算を要望し、全ての地区で国の内示があった。
- 2 つくばエクスプレス沿線地域整備推進費については、県施行で行っている八潮南部西地区の土地区画整理事業における補正予算である。事業内容としては、宅地造成工事2,000平方メートル及び移転補償5件を行う予定である。事業効果としては、宅地造成工事により使用可能となる宅地の面積割合を示す「使用収益開始率」は、75.9パーセントから76.1パーセントになる。また、移転補償を行うことにより「建物移転率」は93.5パーセントから93.8パーセントになる。

宮崎委員

- 1 社会資本整備総合交付金として、申請に当たりどのような整備目標、解決すべき政策、課題を県として考えているか。またその実現指標としてどのようなもので測ることを考えているか。

- 2 掲げられた目標、課題は公園を生かす利用するという観点が反映されているか。地元市町村の声はどのように反映されているか。
- 3 工事を行ううえで、輸入品等が入ってこないなどの遅延リスクはどのようなものを検討したか。

公園スタジアム課長

- 1 今回の補正は、国の交付金を活用して公園施設の老朽化対策を行うものである。交付金を受けるに当たり、全体の計画として「社会資本総合整備計画」を策定しており、本補正は「埼玉県安全・安心で災害に強い都市公園整備の推進」という計画の中に位置付けられているものである。解決すべき政策課題及び整備目標として、県営公園は開設後30年以上経過した都市公園が多く、老朽化により安全安心な利用確保が難しい公園施設が増えてきている。このため、長寿命化計画に基づき計画的に更新や改修を行い、安全安心な都市公園環境の形成を図ることとしている。また、計画の成果指標として、公園長寿命化計画に基づき更新や改修を実施した県営公園施設割合を設定しており、計画期間内に更新や改修をした県営公園施設の率として計画に対して100%実施することを目標としている。
- 2 老朽化により安全安心な利用確保が難しい公園施設は、早急に改善すべきと考えている。これを計画的に行うことが公園の有意義な利活用につながると考えている。また、工事の実施時には必要に応じて地元市町村に情報提供を行うほか、地元市町村や指定管理者から意見や要望があれば内容を反映させている。今後も公園の利用者が安全に公園施設を使用できるよう、長寿命化計画に基づき施設の更新や改修を行っていく。
- 3 公園施設の更新や改修に使用する資材や燃料等にも輸入品が含まれている場合がある。このように資材等が何らかの事情により品薄状態になったり、価格が高騰するなどのリスクについては、工期を柔軟に延長したり、物価の変動に合わせて契約金額を変更するスライド条項などの活用により対応していきたいと考えている。

宮崎委員

現時点で公園長寿命化計画に基づき更新や改修を実施した県営公園施設割合は、何パーセント達成しているのか。

公園スタジアム課長

現在の計画では119か所について、令和6年度までに完了することとしている。現在、50パーセント達成しており、令和6年度までに100パーセントの完了を目指している。

[付託議案に対する討論]

なし